

嬭恋村農業委員会総会議事録(第12回)

(1) 開催日時 令和3年6月10日(木)開会:午後1時30分閉会:午後2時19分

開催場所:大前活性化センター 1階ホール

(2) 主席委員の議席番号および氏名(農業委員16名)

農業委員

1.千川初枝 2.関喜吉 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次

8.黒岩純一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ

14.黒岩広司 15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫

(3) 欠席委員の議席番号及び氏名 9.千川洋一

(4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 土屋政彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星

(5)提出された議案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農用地売買あっせんの申出について

第4号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について

第5号議案 その他

(6)会議の概要

事務局 ただいまより嬭恋村農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。嬭恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告により始めさせていただきます。会長よろしくお願ひいたします。

会長 みなさんご苦勞様です。梅雨明けではないですが、暑い日が続いております。事故などないよう作業には十分留意してください。それでは、ただ今より農業委員会を開会いたします。続きまして、嬭恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第7番号委員佐藤貞次委員、第8番号委員黒岩純一委員にお願ひいたします。

事務局 会長が議長に就任し、進めさせていただきます。

議長 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事務局 【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」】事務局説明

1番号 贈与による所有権移転

2番号 売買による所有権移転

議長 1番号の関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

5 番委員 先日、現地確認をしました。場所は、特産センター手前の左側の農地です。県道の右側になります。もともと受人が借受て耕作しており、兄弟間であるので特段問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第1号農地法3条の規定による許可申請について1番号の関係ですが、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。1番号につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、2番号についての関係委員の意見を求めます。どなたかご意見ございますか。

1番委員 はい、この6/8に地元委員と事務局7名で現地確認をしました。場所はバラギの水工場から1kmほど登り、右へ入った所になります。現在も譲受人が借りて耕作しているとの事で問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第1号農地法3条の規定による許可申請について2番号の関係ですが、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。2番号につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第5条の規程による許可申請について」】7件説明

1番号農家住宅への進入路用地(2種農地)

2番号一般住宅用地(1種農地)

3番号廃車置き場用地(3種農地)

4番号駐車場用地(2種農地)

5番号一般住宅用地(2種農地)

6番号進入路用地(1種農地)

7番号作業場用地(2種農地)

事務局 1番号は先月提出された農家住宅用地への進入路用地となります。2番号は昨年農振除外された農地であり、除外になりましたので申請に及ぶものです。3番号の申請地は駅から300m

以内に位置しており3種農地(原則許可案件)になります。4番号は2種農地で駐車場用地という申請内容です。5番号は一般住宅用地への転用申請になります。6番号は1種農地で原則不許可案件ですが、不許可の例外規定であります居住する者の業務上必要な農業用施設・農業用道路に該当し、その者の目的達成に必要な不可欠との事で転用はやむを得ないと判断しました。7番号は2種農地で親族の作業場用地となります。

議 長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

10番委員 先月、申請のあった農家住宅用地の隣接地となります。村の村道拡幅工事がまだ当面出来ないとの事で、今回の申請地を借り受けて通行するというもので問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について1番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請1番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、2番号の、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

7番委員 場所は、中原地区です。新しく住宅を新築するという事で現地確認をしました。事務局の説明通り問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について2番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請2番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、3番号の、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

6番委員 先程事務局の説明で3種農地という説明がありました。めずらしいですが、申請地は受人の修理工場のすぐ隣地になります。値段は少々高いが宅地になるような場所で有り、両者合意という事で問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について3番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請3番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、4番号の関係ですが、私が説明させていただきます。

17番委員 7日に事務局と地元委員5名で現地確認をしました。場所は、__地区のコンビニの反対側のスタンドの東側です。以前譲渡人の亡き父が耕作していたが、息子が相続し、高崎市に在住しているため耕作が出来なくなったとの事です。2種農地であり、現在雑草が生えているので転用しても問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について4番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請4番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、5番号の関係ですが関係委員の意見を求めます。どなたかご意見ございますか。

15番委員 今月7日に事務局3名と私で現地確認をしました。場所は、駐在を右側に見て、左側へ入った農地です。特段問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について5番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請5番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、6番号の関係ですが関係委員の意見を求めます。どなたかご意見ございますか。

5番委員 先程の3条申請と同じ場所になります。受人の所有地が渡人の所有地の奥にあり進入路が狭いとの事で申請になりました。問題ないと思います

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について6番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請6番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、7番号の関係ですが関係委員の意見を求めます。どなたかご意見ございますか。

15番委員 今月7日に事務局3名と私で現地確認をしました。2種農地ですので特段問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について7番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請7番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、第3号議案「農用地売買のあっせんの申し出について」を議題とします。事務局より説明願ひします。

事務局 【議案第3号「農用地売買のあっせんの申し出について」1件、案件朗読後説明】

議 長 となたか委員のご意見ございますか。

5番委員 キャベツ畑になっております。問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 その他の委員のご意見ございますか。無いようでしたら議案第3号農用地売買のあっせんの申し出については申し出を受けるといふことで決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願ひします。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農用地売買のあっせんの申し出について、申し出を受けるも

のとして決定いたします。あっせん委員の指名につきましては事務局よりお願いします。

事務局 6/21、午後1時30分から地元委員3名にお願いをします。場所は役場の応接室で行います。

議 長 続きまして、第4号議案農用地利用集積計画(案)への意見決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】
農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。今までは、農地中間管理事業という事で、地主から公社に貸付け、公社から配分計画で担い手に貸し付けていましたが、今年度より一括方式で利用集積計画で設定する事になりました。2名の地権者から農業公社に貸付け、公社から担い手5名に貸付ける事になります。

議 長 どなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。議案第4号の農用地利用集積計画(案)への意見決定は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、第5号議案「その他」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第5号「その他」】
報告1 農地転用許可後の事業完了報告について 3件
報告2 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 4件
報告3 農地法第18条第6項の規定による届出書 1件
報告4 制限除外の農地等の移動届出書 1件

議 長 第5号議案その他の報告をいただきました。
その他事務局より説明願います。

事務局 別添資料で付けさせていただきました。毎年報告しております農業委員会の活動計画による点検評価及び活動目標ですが、HPで公表する事になっております。詳細につきましては、資料の通りです。よろしく願います。

議 長 それぞれ、ご確認ください。組合長がお見えですので農業情勢をよろしく願います。

2番委員 今週の月曜日からキャベツの出荷が始まりました。初出荷の相場は1ケース1,600円でした。今日の出荷数は全体で2,500ケース1,000円前後となっております。千葉、茨城、愛知が減ってきてはいますが、まだ少し残っているという事でそのあたりが影響しての価格となっております。農協のHPもドローンを活用した産地の状況を周知していきたいと考えております。まだ職員が不慣れな部分がありますが一生懸命練習しておりますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。次回は、7月12日午後2時から役場の会議室で行いますのでよろしくお願いします。本日の協議事項は全て終了しました。他に無いようでしたら以上で定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後2時19分閉会

議長

(西窪 充夫)

西窪 充夫

議事録署名人

第7番委員

(佐藤 貞次)

佐藤 貞次

第8番委員

(黒岩 純一)

黒岩 純一

